

平成21年
5月までに
始まり
ます。

裁判員制度

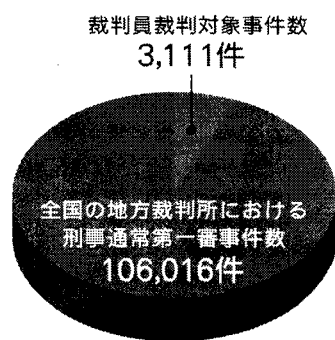
より多くの方に、参加していただくために。

裁判員制度は、国民から選ばれる裁判員が、
刑事裁判に参加する制度です。

6人の裁判員と3人の裁判官が、
ともに刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、
有罪の場合どのような刑にするかを判断します。

◎裁判員裁判の対象事件

- 裁判員裁判対象事件数の内訳
強盗致傷(939)／殺人(642)
現住建造物等放火(331)／強
姦致死傷(240)／傷害致死
(181)／強制わいせつ致死傷
(161)／強盗強姦(153)／強
盗致死(72)／危険運転致死
(56)／その他(336)



上記事件数は、平成18年に地方裁判所で受理した事件数。

◎裁判員制度は、
平成21年5月までに、
全国60か所で始まります。

- 地方裁判所の本庁50か所
都道府県庁所在地のほか、函館、旭川、釧路
- 地方裁判所の支部10か所
八王子、小田原、沼津、浜松、松本、堺、姫路、岡崎、
小倉、郡山

裁判員は、それぞれの裁判所の管轄区域内に居住
する有権者から選ばれます。

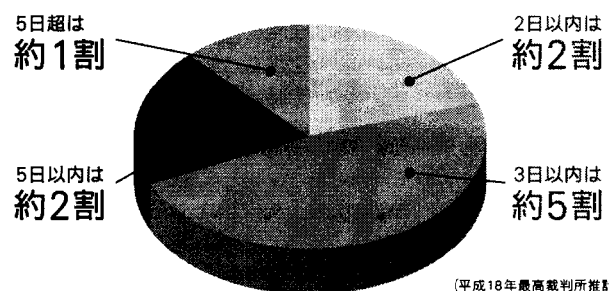
◎裁判員裁判の日数

裁判員の負担を軽減するためにも、裁判にか
かる日数ができるだけ短くなるように、さま
ざまな工夫や努力を行います。たとえば、裁判
における争点や証拠を事前に整理したり、で
きるだけ裁判を連日的に開廷したりすること
によって、多くの事件は、数日間で終わります。

裁判は、昼食などをはさんで5～6時間。
事件によって異なりますが、たとえば、午前9時30分
頃に裁判所に来て、昼食時間や休憩等をはさんで午
後5時頃まで裁判や評議、打ち合わせを行うといっ
たスケジュールとなります。

裁判にかかる日数、3日以内が約7割。

【想定される裁判日数】



3日以内の事件では、連続して開廷する予定です。また、5日超の事件
については、1週間に開廷する日数を3日程度とするなど、みなさん
の負担ができるだけ小さくなるよう検討しています。

◎裁判員等になる確率

●1年間で裁判員または補充裁判員になる確率は、
約4000人に1人。(補充裁判員を2人
選ぶと仮定した場合)

●1年間で裁判員候補者になる確率は、
約330人～660人に1人。(1件あたり50人～100人
選ぶと仮定した場合)
(平成18年最高裁判所推計)

国民のみなさんが参加することによって、
ひとりひとりの感覚や経験に根ざした、
新鮮で多様な視点がもたらされます。

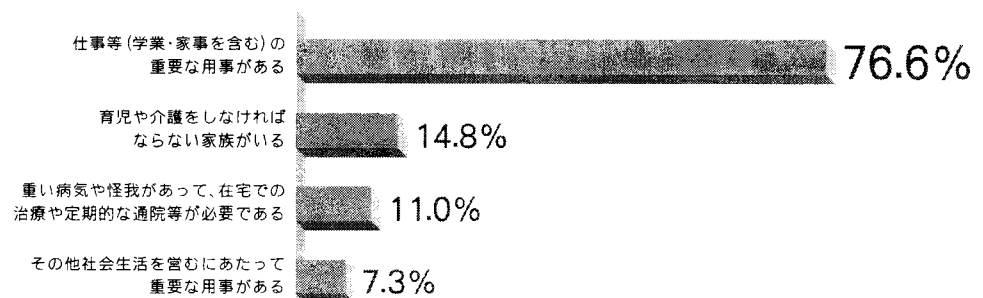
裁判員は、20歳以上の有権者の中から選ばれます。このうち、勤めている方は、5割以上。
会社経営に携わる方々には、特別な有給休暇制度を創設するなど、
従業員が裁判に参加しやすい環境づくりをお願いします。

(平成19年8月労働力調査より)

◎国民みなさんの参加困難な理由

裁判員として参加できない具体的な理由として、もっとも多く挙げられたのは、「仕事等(学業・家事を含む)の重要な用事がある」でした。

【参加できない理由】

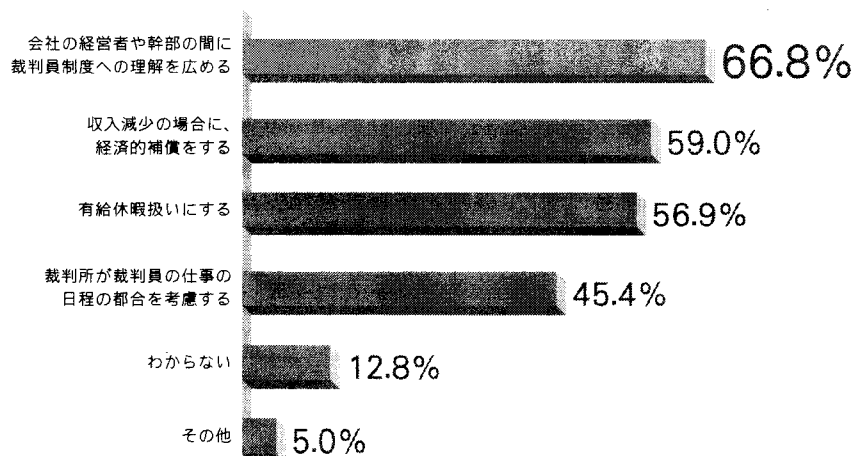


(「裁判員制度についてのアンケート」平成18年最高裁判所)

◎裁判員裁判に参加しやすくするための環境整備

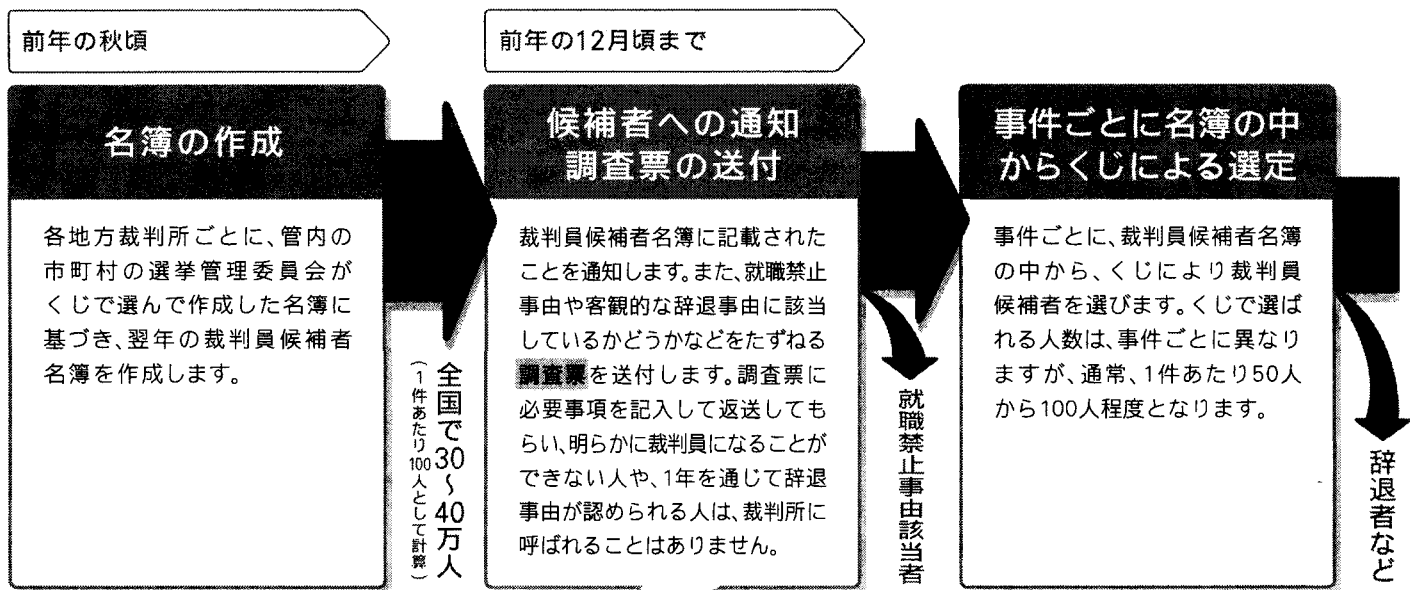
サラリーマンなどが裁判員の役目を果たしやすいようにするために、どのようにすればよいか？
もっとも多かった回答は、「会社の経営者や幹部の間に、裁判員制度への理解を広める」でした。

【国民(サラリーマン)が裁判員として参加しやすくするために実施すべき環境整備】



(「裁判員制度についてのアンケート」平成18年最高裁判所)

裁判員等選任手続の流れ ● 審理日数3日程度の場合



調査票でおたずねすること

- 就職禁止事由への該当の有無。（例：自衛官や警察職員など）
- 客観的な辞退事由に該当する場合、1年を通じての辞退希望の有無・理由。（例：70歳以上、学生または生徒、過去5年以内における裁判員経験者など）
- 重い疾病または傷害があるため裁判員としての参加が困難な場合、1年を通じての辞退希望の有無・理由。
- 月の大半にわたって裁判員となることが特に困難な特定の月がある場合、その特定の月における辞退希望の有無・理由。※注（例：株主総会の開催月など）

※注 調査票の記載から、特定の月の大半にわたって、裁判員になることができない事情（辞退事由）があると認められた場合、当該特定の月に行われる事件については、裁判員候補者として裁判所に呼ばれることはありません。

裁判員の役割

審理

裁判員は、裁判官と一緒に審理に立ち会います。

- 裁判官、検察官及び弁護士は、法廷での審理を始める前に、事件の争点を整理し、必要な証拠を厳選した上で、争点に集中した審理を連日的に行います。
- 大量の書類を読み込む必要はありません。証人や被告人の話を聴いたり、凶器などの証拠品を見たりすれば、事件について判断することが可能となります。法律知識も必要ありません。
- 裁判官、検察官及び弁護人のやりとりが平易で分かりやすいものとなるように工夫します。

評議

裁判員は、裁判官と一緒に、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合、どのような刑にするかを議論し、決定します。

- 評議では、法廷で見聞きした証拠のみに基づいて判断します。
- 評議では、ひとりひとりの疑問、意見を自由に述べあうことが大切です。
- 裁判員と裁判官が議論を尽くすことによって、正しい裁判を導き出すことができます。

判決

裁判員は、裁判長が行う判決宣告に立ち会い、その職務を終えます。

原則、裁判の6週間前まで
(通常より長い事件の場合、8週間程度前まで)

裁判の当日

選任手続期日のお知らせ (呼出状)・質問票の送付

くじで選ばれた裁判員候補者に選任手続期日のお知らせ(呼出状)を送付し、その際、**質問票**を同封します。質問票に必要事項を記入して返送してもらい、質問票の記載から、辞退が認められる場合には、呼出しを取り消しますので、裁判所へ行く必要はありません。

辞退者など

選任手続

選任手続期日のお知らせ(呼出状)を受け取った裁判員候補者は、**選任手続**の当日、裁判所へ行くことになります。裁判長は、候補者に対し、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問をします。候補者のプライバシーを保護するため、この手続は、非公開となっています。

辞退者など

6人の裁判員を選任

最終的に事件ごとに裁判員6人(必要な場合には補充裁判員も選任)が選ばれます。通常の事件であれば、午前中に選任手続を終了し、午後から審理を開始します。

質問票 でおたずねすること

以下のいずれかに当てはまる方について、辞退を希望するかどうかを確認します。

- 重い疾病または傷害により裁判所に出頭することが困難である。
- 介護または養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族がいる。
- 仕事における重要な用務があって、自らがこれを処理しなければ著しい損害が生じるおそれがある。
- 他の期日に行うことができない社会生活上の重要な用務がある。

選任手続 の当日にお聞きすること

裁判員候補者が辞退を希望し、判断が微妙なケースについては、候補者に対し、具体的な事情を確認する質問を行います。あわせて、不公平な裁判をするおそれがないかを確かめる質問等も行います。

◎ 仕事を理由とする裁判員の辞退について

裁判員制度は、広く国民のみなさんに参加してもらうことで初めて成り立つ制度であり、裁判員法が定める辞退事由に該当すると認められない限り、裁判員になるのを辞退することはできません。

仕事を理由として裁判員を辞退するためには、「その従事する事業における重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがある」場合に該当する必要があります。具体的なケースにおいて、仕事を理由とする辞退が認められるかは、裁判員候補者の具体的な事情を、質問票や質問手続において確認した上で、例えば、

- ① 裁判員として職務に従事する期間(期間が長いほど仕事への影響が大きい。)
- ② 事業所の規模(事業所の規模が小さいほど仕事への影響が大きい。)
- ③ 担当職務の代替性(代替性が低いほど仕事への影響が大きい。)
- ④ 予定される仕事の日時を変更できる可能性
(裁判員として職務に従事する予定期間に、日時変更の困難な業務がある場合には、仕事への影響が大きい。)

などの観点から、総合的に判断されることとなります。

◎ 裁判員候補者または裁判員の交通費、日当等について

裁判員候補者または裁判員として裁判所に来た方全員に、日当と交通費が支払われます。日当の具体的な金額は、以下のとおりです。

裁判員及び補充裁判員:

1日あたり 10,000円以内

裁判員候補者:

1日あたり 8,000円以内

このほか、裁判所から家が遠いなどの理由で、宿泊しなければならない場合、宿泊費が支払われます。

裁判員制度 Q & A

Q 裁判員候補者に選ばれたことを公にしてはいけないと聞いたのですが、上司や同僚に話すことも許されないのですか？

A 裁判員候補者になったことを告げて、上司に休暇を申請したり、同僚の理解を求めることは問題ありません。むしろ、積極的に上司などに相談して、周囲の理解を得ていただくことが重要です。また、裁判所からの期日のお知らせ（呼出状）を上司や同僚に見せることについても問題はありません。なお、法律上禁止されている「公にする」とは、裁判員候補者になったことを、不特定多数の人が知り得る状態にすることであり、たとえばインターネットなどで公表するような場合がこれにあたります。

Q 裁判員として審理に参加した経験を話すことは守秘義務違反になるのですか？

A 公開の法廷で見聞きしたことであれば基本的に話しても問題ありませんし、裁判員として裁判に参加した感想を話すことも問題ありません。守秘義務の対象となる「評議の秘密」としては、たとえば、どのような過程を経て結論に達したのか、裁判員や裁判官がどのような意見を述べたのか、評決の際の多数決の人数などが挙げられます。また、記録から知った被害者など事件関係者のプライバシーに関する事項、他の裁判員の名前なども、「職務上知り得た秘密」として守秘義務の対象となります。このような守秘義務は、裁判の公正さやその信頼を確保するとともに、評議で裁判員や裁判官が自由な意見を言えるようにするために設けられたものです。

Q 裁判員になったことによって、トラブルに巻き込まれたりしませんか？

A 裁判員法は、裁判員の氏名・住所といった個人を特定できる情報を公にすること、裁判員に接触することを禁止しており、裁判員やその家族を脅した者には、刑罰が科せられることとなっています。また、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいような例外的な事件については、裁判官だけで裁判をすることも、法律上定められています。なお、裁判員が評議の秘密を守ることは、裁判員がトラブルに巻き込まれることを防ぐためにも重要なものです。

Q 裁判員候補者や裁判員となった場合、裁判所へ行ったこと、裁判員に選任されて裁判員の職務を行ったことなどの証明書は、裁判所から発行してもらえますか？

A 申出があれば、本人に対して証明書を発行する予定です。現在のところ、裁判員候補者については、期日のお知らせ（呼出状）の一部に設ける出頭証明欄に証明スタンプを押印する方法を、裁判員については、別途証明書を発行することを検討しています。

Q 裁判員や裁判員候補者が裁判所に向かう途中に事故にあった場合、補償を受けることはできるのですか？

A 裁判員は、非常勤の裁判所職員であり、常勤の裁判所職員と同様に、国家公務員災害補償法の規定の適用を受けます。したがって、裁判員が、その職務を果たすため裁判所と自宅の間を歩き帰る途中で事故にあった場合、同法の規定に基づき、補償を受けることができます。また、裁判員候補者についても、裁判員と同様に補償が受けられることとする方向で現在検討しています。

くわしくは、最寄りの地方裁判所まで、おたずねください。

裁判員制度のくわしい情報を公開しています。



最高裁判所 裁判員制度ウェブサイト
<http://www.saibanin.courts.go.jp/>

裁判員制度

検索



裁判員制度
メールマガジン

裁判員制度に関する最新情報などをお知らせしています。裁判員制度ウェブサイトよりご登録ください。



裁判員制度
携帯サイト

正しく読み込めない場合は、携帯用アドレスをご利用ください。
<http://www.saibanin.courts.go.jp/k/>



詳細はこちらからもご覧いただけます。最高裁判所 <http://www.courts.go.jp/> 法務省 <http://www.moj.go.jp/> 日本弁護士連合会 <http://www.nichibenren.or.jp/>

最高裁判所